

# 身体拘束等適正化指針

社会福祉法人 湧別福社会

改訂 2021年10月

初版 2007年 3月

## 【本指針の目的】

本指針は、身体拘束が利用者の尊厳ある生活を阻むものであることを鑑み、利用の尊厳と主体性を尊重した適正な介護・看護（以下、ケア等という）を行うことを目的とします。

また本指針はホームページに掲載し、利用者・家族等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

### 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

#### 1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービス提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」

#### 2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の三つの要素すべてを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 2. 身体的拘束等の適正化に関する基本方針

#### 1) 身体拘束の原則禁止

・社会福祉法人湧別福祉会は、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

#### 2) やむを得ず身体拘束を行う場合

・本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正委員会を中心に充分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件のすべてを満たした場合のみ、本人または家族への説明同意を得て行います。

・また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

#### 3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます

- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます

### 3. 身体的拘束適正化検討委員会の設置

- 1) 身体拘束廃止及び適正化に向け現状把握及び改善の検討を行う
- 2) 身体的拘束適正化委員会は、関連性から虐待防止検討委員会と一体的に行う
- 3) 当委員会の運営責任者は、施設長とする
- 4) 委員会は、介護職・看護職・事務職など多職種で構成される
- 5) 委員会は「身体的拘束等の適正化のための職員研修」とあわせて、3カ月に1回開催する。
- 6) 身体拘束で緊急性を要する場合は、複数意見の確認等により各スタッフの意見を盛り込み検討する

### 4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修

- 1) 介護に係る全職員に対し、身体的拘束の適正化に向け基礎的内容を普及・啓発していきます
- 2) 研修会は2回以上/年とし、新規採用時は別途実施します

### 5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- 1) 身体拘束等を行う場合は、次項の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行います
- 2) 施設内において、他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況・時刻等を確認したうえで監理者への報告を行います。

報告を受けた管理者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めます。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次項に記載する手続きに則り方向を行います。

### 6. 身体的拘束等発生時の対応

#### ○やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します

#### 1) カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体等拘束適正化検討委員会を中心に、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します

- ・要件を検討・確認した上で身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書（様式1）を作成します
- ・また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます

## 2) 利用者本人や家族に対しての説明

- ・説明書をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます
- ・また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性・利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します

## 3) 記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様式2を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

## 4) 拘束の解除

- ・3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合は、契約者・家族に報告します。
- ・尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します

### 【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ⑥ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## 7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも強調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます